貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和5年10月)

10月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	株式会社AirDrive(法人番号2430001059981) 代表者三島大輔	北海道苫小牧市桜坂町1丁目8番15号	本社営業所	北海道苫小牧市桜坂町1丁目8番15号	R5. 10. 2	輸送施設の使用停止(250日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第9条第3項前段、法第17条第1項第1号、法第17条第1項第2号、法第17条第4項、法第60条第1項	令和4年10月19日及び令和5年5月15日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。15件の違反が認められた。(1)各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項)、(2)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)疾病・疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(4)12月点検整備の実施義務違反(安全規則第3条の2)、(5)点検整備記録簿等の記載義務違反(安全規則第3条の2)、(6)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第3条の4)、(7)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(8)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(9)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(10)運行記録計による記録の改ざん・不実記載(安全規則第9条)、(11)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(12)特定運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)、(13)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(14)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)、(15)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	25	25
2	株式会社北土運輸(法人番号4460101001566) 代表者松原亨	北海道河西郡芽室町東11条10丁目1－6	本社営業所	北海道河西郡芽室町東11条10丁目1－6	R5. 10. 6	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第1項第2号、法第17条第4項、道路運送法第95条	令和5年9月13日、第一当事者と推定される死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点検整備記録簿等の記録の保存義務違反(安全規則第3条の2)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(4)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	0	0
	以下余白									